

第5 仲裁法

1 仲裁法制定の経緯と現状

仲裁法は、2003（平成15）年8月1日に公布され、2004（平成16）年3月1日に施行された。社会の複雑化・多様化、国際化が進展する中で、紛争について多様な解決制度を整備する必要があるという認識の下、特に共通の手続や価値観のない国際紛争にあっては、特定の国家の裁判所による訴訟ではなく、対象分野に精通した専門家として当事者が選ぶ仲裁人による紛争解決のほうが、より実効性のある迅速な解決手段であり、各国で採用されている国連国際商取引法委員会（UNCITRAL／アンシトラル）のモデル法を踏まえて、新たな仲裁法が制定されるに至った。

この仲裁法では、当分の間、①消費者と事業者との間に成立した仲裁合意は消費者が解除できる、②個別労働関係紛争を対象とした仲裁合意は無効とする、という重要な規定が附則に置かれているが、個別労働関係紛争については、労働審判など裁判よりも迅速で柔軟な手続が法定化され実施されている反面、労働契約法（2008〔平成20〕年3月1日施行）でも仲裁による解決の可否については定めがない。また、消費者と事業者の関係については、事業者団体等が運営する紛争解決機関は見られるものの、弁護士会の紛争解決斡旋制度など一般的民事紛争の解決メカニズムのほかには、公的な紛争処理制度が設けられていない。したがって未だ仲裁法附則の暫定的規定に依拠している不安定な状況が続いている。

2 これからの課題

仲裁法の制定を契機として、それまで我が国の紛争解決制度として利用されることがほとんどなかった仲裁制度が改めて脚光を浴びることになり、弁護士会や業界団体による紛争解決斡旋仲裁機関が次々に設けられるなど、紛争の迅速適正解決の一つの手段としての仲裁の認知度は高まっている。しかし、今でも狭義の「仲裁」と「調停、斡旋」の違いが十分認識されず、「けんかの仲裁」のように調停と仲裁とが混同して理解されている場合も多いことから、仲裁という制度が正しく理解され、より適切に活用されるよう、弁護士会として啓蒙周知を図ることが期待される。

また、消費者との関係で上述したように、業界団体が設営する仲裁機関等で真に適正な仲裁判断がなされるか、信頼性という問題を含んでいることも事実である。これまで多くの弁護士会が紛争あっせん仲裁センター（紛争解決センターと称することもある）を開設して、公正中立な立場での紛争解決手段を提供してきたが、今後、より一層この仲裁制度の有用性を市民に認識してもらうための広報活動を強化するとともに、未設置の弁護士会では仲裁センターの開設を促進する必要がある。

さらに、本章第3「国際的民事紛争解決制度」で述べたとおり、市民生活及び中小企業を含めた経済活動のグローバル化が進む中で、国内における国際仲裁及び国際調停手続を活性化し、市民や企業による紛争解決へのアクセスを容易にするために、国際仲裁センター等の物的施設の整備、仲裁法制とソフトローを含めた実務指針の整備、国際仲裁機関の拡充、実務家の養成など物的及び人的インフラ整備を図ることが課題である。この旨は、日弁連が2017（平成29）年2月に公表した「日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書」においても、政府への施策提案として具体化されている。

このうち国際仲裁及び国際調停のインフラ整備については、前述のとおり、日弁連会員弁護士が中心となって運営する財団法人日本仲裁人協会と日弁連との支援協力の下、2018（平成30）年に大阪の日本国際紛争解決センターと京都国際調停センターが相次いで設立されて活動を開始しており、2020（令和2）年は東京にも国際紛争解決センターを開設する準備が進められている。今後は、これらの施設を着実に設置・運営する

とともに、中小企業や個人事業者にとっても有益な紛争解決手段を提供することが期待される。

また、仲裁法については、2006（平成18）年UNCITRALモデル法やそれを踏まえた欧米・アジア主要各国の法制を踏まえた改正を検討することが緊喫の課題となっており、仲裁廷による暫定保全措置の執行力付与など実務的必要性の高い改正が求められている。

他方、2017（平成29）年12月12日最高裁決定により、仲裁人が公正独立性に疑いを生じさせる恐れのある事実の自主開示を怠り、これにより仲裁手続きに重大な違反を生じたとして、その仲裁人が関与した仲裁判断の取消しを否定した高裁判決が破棄差し戻された事案を踏まえて、仲裁制度への信頼を確保すべく、仲裁人の公正独立性担保の手段を充実させることも重要な課題となる。